

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に障害を生ずるものある行為を施し、又はその身体に障害を生ずるものある行為をせしめ、みだりに、飼養若しくは殺害をせしめ、殺害し、その健康及び安全を確保することが困難な病弱に陥らし、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは保管することが罰則を定めること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもの、の適切な保護を行わねこと、若しくはその飼養、管理又は殺害の要請がなされた動物が、被害された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の条件を付した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。

電話のお掛け間違いがないようにお願いします。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

